

議 第 3 号

人権侵害問題の解決に向けた適切な
対応を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新疆ウイグル自治区における人権状況に関し、米国国務省の2020年版年次報告書では、2017年以降、中国により100万人以上のウイグル族等が施設に収容され、拷問や拘束、強制労働等の人権侵害を受けているとの指摘があり、これらの行為に対し、米国が集団殺害（ジェノサイド）との認識を示した。

本年6月に英国で開催された主要国会議（G7サミット）の共同声明においても、新疆ウイグル自治区や香港について、人権や基本的自由を尊重するよう中国へ求めたほか、国連人権理事会でも中国に対し、ウイグル族やチベット族等の権利保護を求める勧告を採択し、人権状況を改善するよう促しているが、中国が人権侵害の事実を認めず、対処しないことは看過できない問題である。

人権侵害の問題は、中国に限らず世界各国で発生しており、「人権の世紀」と呼ばれる今日、全人類の人権の実現が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、人権救済を図るため、中国をはじめとする各国の人権侵害問題の解決に向けて、国際機関等と連携しながら調査を実施し、問題が明らかになった場合は、適切な対応をするよう強く要請する。